

## 第5回 議会改革推進特別委員会

令和4年2月18日(金)  
10時00分～時分  
全員協議会室

【委員】 牛尾委員長、西田副委員長  
足立委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】

【事務局】 下間書記、古森局長、近重議事係長

---

### 議 題

#### 1 議会BCPの作成について

(1) 全国市議会議長会フォーラム「大災害・感染症と議会」動画配信視聴を終えて

(2) 大津市議会WEB行政視察実施について

- ・実施日：令和4年3月18日(金)午前10時～ 全員協議会室
- ・質問事項の提出〆切：令和4年2月25日(金)
- ・委員派遣報告書と行政視察レポートの作成

#### 2 委員会代表質問について

#### 3 その他

○次回開催 月 日( ) 時 分 全員協議会室

全国市議会議長会フォーラム「大災害・感染症と議会」 動画視聴を終えて

1.パネルディスカッション「大災害・感染症と議会」(YouTube)について

委員名	所感	参考になった事項・浜田市議会で取り入れたい内容等
<p><b>牛尾委員長</b></p>	<p><b>阪本真由美:</b>兵庫県立大学教授。1995年、阪神・淡路大震災当時は神戸大学院生。 ①対応は、一時的に市町村である。②防災の専門職がいない。人事異動。③計画に基づく災害対応。職員が足りない。 ・マニュアルで対応出来ない。行政も被害を受ける。 ・阪神・淡路大震災が示したにもかかわらず、次の対応が出来ていない。自治体間連携、官民連携など災害に伴い発生する災害対応。 ・感染拡大への支え ・外部からの支援―支援者側の迷惑をかけない姿勢。 <b>名和田是彦:</b>、市民活動、コミュニティー活動家―横浜市がフィールド。 ・防災と地域福祉。コロナ禍の住民活動中止―高齢化で解散。地域力のある所は、ラジオ体操やIT化を進める。・力のある井の頭町会は、花の栽培セットを配布。(分散するけど、心は一つ、対面して手渡す。) ・地域社会は、試練の中でチャレンジ。 <b>中川和之:</b>自治体議会は何ができるか。 ・阪神・淡路大震災―総理は、何もできなかった。村山総理―小里議員に全てを任す。政治判断。 ・中越地震―阿部総理柏崎市訪問―単独要望。 ・東日本大震災―菅総理―大混乱。 ・地元議会の働きは、大事、どう備えるか。・市議の災害対策委員会がない。・一緒に考えて行動する市民を育てる。・77人のトップの肉声―失敗談など経験を聞く。・神戸は、地震でできた町だけど、知らなかった。 <b>阪本真由美:</b>危機管理の考え方。リスクマネジメントからクライシスマネジメント。 ・被害の拡大を防ぐ為に、正確な情報伝達。 ・高石市―災害の時に開く手帳を議員が持つ。 ・いわき市―絶えず議員はヘルメットを持つ。 ・防災は、誰一人取り残さない対応が必要。 <b>名和田是彦:</b>協働。 ・大災害―人災を避ける。 ・根拠のない誹謗中傷を避ける。 <b>立脇通也:</b>H27年、災害対応マニュアル作成。 ・地元の情報をまとめて事務局へ繋ぎ、議長団と各派代表が、執行部へつなぐ。 ・総務委員会は消防団や自治会で議会報告会。 ・一般質問の短縮、傍聴は別室でリモートなど。 ・BCPIは、これからである。 <b>まとめ 新川達郎:</b>・それぞれの地方自治の責任―議会の役割は幅広い。日頃からあらゆる面で想定外に備える事が大事</p>	<p>参考になった事項・浜田市議会で取り入れたい内容等</p>
<p><b>西田副委員長</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害や感染症対策において地方自治体の役割、責務が大きい。</li> <li>・職員は、災害が発生した時、日常業務に加えて負担がかかる。</li> <li>・想定外の災害対応には、官民一体、民間団体や自治体間の連携、支援も重要。</li> <li>・IT化の推進は必要。</li> <li>・地域力のあるコミュニティ組織を育成しておくこと。</li> <li>・地域力再生には、原動力・調整役として議会や議員の役割が大きい。</li> <li>・議会として情報の一元化を行う必要がある。</li> <li>・高齢者や子ども、障がい者、外国人など誰一人取り残さないため、情報の欠如があってはならないよう準備しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田市は、広域で地域の地理条件や環境が異なるので、情報を集約、一元化する機能は必要で、議会に対応策を準備する。</li> <li>・島根県立大学など外部団体や組織と連携してマニュアルの作成・見直しも実行する必要がある。</li> <li>・災害後の復旧・復興の対策マニュアルまで作成できると、さらに良い。</li> <li>・協働のまちづくり計画の中に、より具体的な内容で対策を明記する。</li> <li>・市民を誰一人取り残さないための情報伝達手段を、早急に整備すること。</li> </ul>
<p><b>足立委員</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が起きた時の自治体の混乱の中で、また、感染症となれば所管は保健所となり、縦割行政の弊害が現在でも実情としてあることを理解した。</li> <li>・日本で災害が発生した場合、日本では責任の度合いが地方自治体に大きくなっているのが特徴であり、ただし、地方自治体においては災害対応のエキスパートが存在していない矛盾が生じている。</li> <li>・日本では災害時の対応マニュアルが用意されているが、マニュアルにないことが起こるのが災害時であり、その対応能力が高くない。</li> <li>・外部からの支援がなければ日本の災害対策は成り立たない現実がある。</li> <li>・政治家の勝手な行動により、本来機能すべきものが機能しなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災と地域福祉はセットであり、地域と官(議会)の連携。</li> <li>・議会として政治判断と政治決断の違いの明確化。</li> <li>・議長、副議長を浜田市災害対策本部のメンバーへ加える。</li> <li>・議員個人の活動は慎み、議員全体として同一行動がとれるような体制づくり。</li> <li>・災害時における最終決断は市民自身であり、そのための土壌づくり研修が必要。</li> <li>・行政と議会が共に初動できる体制づくり。それができれば市民も事業者も動き出す。</li> <li>・マスメディアとの事前情報提供体制づくり。</li> </ul>
<p><b>村武委員</b></p>	<p>立様々な災害の想定 いかん被災の影響を少なくするのか 住民に直結する行政、議会の役割をどうするのか。 <b>(1)大災害時の地方自治の課題:</b>国・県・自治体は災害対応をしなければならぬが、減多に起こらない災害対応の難しさ。自治体職員の減少も問題。 <b>(2)日本の防災行政の特徴と課題:</b>災害対応における地方公共団体の責任が大きい。防災の専門職がいない「全庁型災害対応」。災害が発生すると組織構造が変革する(災害対策本部の設置)。通常とは全く違う意思決定システムでの災害対応になる。全職員が二つの職務をもっている(平常時:災害時)ことの難しさ。*災害対応の仕組みを全ての職員が認識しているわけではない*人事異動により、過去の災害対応の知見が蓄積されにくい。防災基本計画・地域防災計画、災害対応マニュアル。*計画にない・マニュアルにない事項にどのように対応するか?連携型、官民連携が重要な鍵 <b>(3)コミュニティと大災害:</b>脆弱なところが災害によって浮き彫りにされる。コロナになり、地域活動のIT化が進んでいる。コロナ禍で地域活動は2極化している。地域力のある所は活発にしている。 <b>(4)複合型災害(災害とコロナ)対策をする必要がある。</b> <b>(5)議会・議員の役割</b> ・議会に災害対策本部がないところが多い。議長を災害対策本部員にし、対応ができるように。 ・災害時に一緒に考えて行動する市民の育成。 ・他市と連携して情報共有し、対策を考える。 ・災害が起きた後のことをあまり考えられていない。 ・リスクコミュニケーション〜被害の発生を防ぐための「個人・機関・集団間での情報や意見の交換過程」 ・クライシスコミュニケーション〜被害の拡大を防ぐために、正確な情報伝達を重視。(正確な情報が入ってこない) ・議会 どのように市を支えるか事前に検討し、訓練をする。 ・大阪府高石市議会 開く手帳(小さな手帳) 議会は、市災害対策本部が行う災害対応業務に最大限の支援を行う。 議長は副議長とともに、議会の一員として市民の安全確保と応急対策に当たる。 市対策本部設置期間は、執行部が災害対応に専念できるように、会派・議員からの要望は緊急の場合を除き、議会災害対策会議を経て問い合わせる。議員の意見は一本化する。 ・マニュアルで検討する事項 議員の参集基準・参集場所・服装、議員安全確認方法、議会の対応(議会開催期間中) ・いわき市議会 ヘルメットを常に持って、訓練をしている。 ・松江市 対応要領・対応マニュアル作成。 議会 対策支援本部設置 (災害発生後からおおよそ2日目以降) コロナ禍…議会一般質問1日に短縮、傍聴者は別室にてリモート中継を観る。委員会のリモート会議は検討中。議会BCPを策定することを検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高石市、松江市、いわき市等のマニュアル、対応要領等をまず参考にすべき。</li> <li>・議会事務局のBCPも同時進行で検討すべきでは。</li> <li>・支援本部の運用方法や議会の意思決定の仕組みづくり。</li> <li>・災害時における常任委員会の役割の明確化とオンライン開催の検討。</li> <li>・防災メール等による情報共有と一元管理のシステムについての検討。</li> </ul>
<p><b>小川委員</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁のEカレッジの資料をみると災害時における自治体の長としての初動対応については研究検討が進んでおり内容も充実しているが、議会や議員の役割については立ちおくれしており、市議会BCP検討の必要性を感じた。災害時の議員の安否確認と連絡方法、連絡体制の整備をはじめ、現場を混乱させないための議員心得や情報収集と伝達方法、議会の意思を一本化のためのルール化も必要である。また、本庁舎の機能停止、電気や情報網の遮断、参集困難な場合など最悪の事態を想定し議事機関としての機能を維持するための方法も検討すべきと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害は地方公共団体(市町村)の責任が大きい。 ・行政には防災の専門職がいない。</li> <li>・大災害は行政機能を失うなかで、マニュアルの無い事項の対応を行う。 ・必要な政治判断をしなくてはならない。(首長)</li> <li>・議員がさらに現場を混乱させる。議員が勝手に動くため。 ・首長と議会が必要な対策を一緒にきめる。(相馬市の支援金3万円の例)</li> <li>・トップは覚悟をもって。 ・東日本災害依頼、自治体間の連携が大事、官民連携の対応も大切になってきた。</li> <li>・議員個々が、それぞれの選挙民の声を市に上げることが混乱を招く。 ・自助共助公助を簡単に言うてはだめ。行政が動かなければ市民や地域は動かない。</li> <li>・市民の声を行政に届ける橋渡し役を議員が。災害が起きたあとの取組が考えられていない。</li> <li>・議員が行政に「早く何とかしろ」と。要望を市に伝えるのが市議会の役割ではない。共に市を支えていく。 ・政治は震災政局にすることもある。</li> <li>・高石市、マニュアルの策定。災害対応における議員の対応。議員に「開く手帳」を配布。質問は一本化。議員の参集のタイミング。対策本部設置など。</li> <li>・いわき市、ヘルメットを携帯。訓練も実施。訓練を積み重ねることも大事。 ・松江市議会災害時の行動マニュアルを策定。</li> <li>・自治会や消防団との意見交換会を実施。</li> </ul>
<p><b>佐々木委員</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の対応の移り変わりの経緯や、様々な問題点などとても参考になった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体として、防災等の専門部配置を求める</li> <li>・感染症対策、行政は必要な部署への人的投入</li> </ul>
<p><b>田畑委員</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応及び被災地の生活支援制度の策定</li> <li>・地域防災計画を市民に告知する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体として、防災等の専門部配置を求める</li> <li>・感染症対策、行政は必要な部署への人的投入</li> </ul>



各市議会 BCP の目次（体系・内容）

大津市議会（103P）	横須賀市議会（18P）	長浜市議会（85P）	津山市議会（13P）	倉敷市議会（22P）	芽室町議会（55P）
<p>1. 業務継続計画の必要性と目的</p> <p>2. 災害時の議会、議員の行動方針</p> <p>(1) 議会の役割</p> <p>(2) 議員の役割</p> <p>3. 災害時の市との関係</p> <p>4. 想定する災害</p> <p>5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準</p> <p>(1) 業務継続（安否確認）体制の構築</p> <p>① 議会局の体制</p> <p>ア 議会局職員の行動基準</p> <p>イ 議員への安否確認方法と確認事項</p> <p>② 議会の体制</p> <p>ア 災害対策会議の設置</p> <p>イ 議員の基本的行動</p> <p>ウ 発生時期に応じた議員の行動基準</p> <p>エ 災害対策会議などの指揮・命令系統</p> <p>(2) 行動時期に応じた活動内容の整理</p> <p>① 行動形態</p> <p>② 行動基準</p> <p>③ 議員の参集方法など</p> <p>(3) 審議を継続するための環境の整理</p> <p>① 庁舎の建物・設備</p> <p>② 通信設備</p> <p>③ 情報システム</p> <p>④ 備蓄品などの確保</p> <p>(4) 情報の的確な収集</p> <p>① 地域の災害情報の収集など</p> <p>② タブレット端末の活用</p> <p>6. 新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準</p> <p>(1) 感染症に係る発生段階別の考え方</p> <p>(2) 業務継続（感染防止）体制の構築</p> <p>① 議会局の体制</p> <p>ア 議会局職員の行動基準</p> <p>イ 議員への安否（健康状態）確認方</p>	<p>1. 目的</p> <p>2. 本 BCP が対象とする災害等の定義</p> <p>3. 本 BCP における用語の定義</p> <p>4. 議会の役割</p> <p>5. 議員の役割</p> <p>6. 市議会 事務局の役割</p> <p>7. 災害対策会議の組織及び役割</p> <p>8. 災害時における議会及び員の行動</p> <p>9. 感染症流行時における議会及び員の行動</p> <p>10. 災害発生時等における連絡体制</p> <p>11. 災害時における 本 BCP に基づく対応（フロー）</p> <p>12. 感染症流行時における本 B C P 基づく対応（フロー）</p> <p>参考 1</p> <p>○横須賀市議 会災害対策運営 要綱</p> <p>参考 2</p> <p>○横須賀市議会災害時 B C P 用備蓄品リスト</p> <p>参考 3</p> <p>○配備指令の発基準等</p>	<p>1. 基本事項</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 対象とする災害等</p> <p>(3) 災害等発生時の議会と市の関係</p> <p>2. 業務継続体制</p> <p>(1) 長浜市議会災害対策会議の設置</p> <p>(2) 議会、議員 及び 事務局 の役割</p> <p>(3) 情報収集伝達</p> <p>(4) 議員の動員</p> <p>(5) 災害応援体制</p> <p>(6) 情報の的確な収集・発信</p> <p>3-1 災害発生時の対応 地震、風水害等編</p> <p>(1) 行動時期に応じた活動内容（災害発生時の基本的行動パターン）</p> <p>(2) 初動期の活動内容</p> <p>(3) 中期 の活動内容</p> <p>(4) 後期 の活動内容</p> <p>(5) 審議を継続するための 環境整備</p> <p>【別表 1】 災害発生時における議員の行動原則</p> <p>【別表 2】 行動基準表</p> <p>【別表 3】 基本行動フロー</p> <p>【別表 4】 議員の初動期の行動フロー</p> <p>【別表 5】 定例会におけるケース別ガイドライン</p> <p>(6) 災害の発生が予想される際の 対応</p> <p>(7) 災害の 規模が現状では小さく、市本部が設置されない場合 の対応</p> <p>3-2 災害発生時の対応 感染症対策編</p> <p>(1) 感染症に係る発生段階別の考え方</p> <p>(2) 発生段階の定義</p> <p>(3) 議員の基本的行動指針</p> <p>(4) 段階に応じた体制と行動</p> <p>(5) 行動時期に応じた活動内容の整理</p> <p>(6) 審議を継続するための環境整備</p> <p>(7) 議員・議会事務局職員等が新型コ</p>	<p>1. 目的</p> <p>2. 対象とする災害</p> <p>3. 議会の役割</p> <p>4. 議員の役割</p> <p>5. 議会事務局の役割</p> <p>6. 災害時の市との連携</p> <p>7. 災害発生時における対応</p> <p>8. 本会議・委員会開催に向けた具体的対応</p> <p>9. 連絡体制</p> <p>津山市議会災害対策会議設置要綱</p> <p>災害ダイヤル（171）利用方法</p> <p>行動の流れ</p> <p>行動形態</p> <p>行動基準表</p>	<p>1. 必要性及び目的</p> <p>2. 本 BCP が対象とする災害</p> <p>3. 議会の基本的役割</p> <p>4. 議長の基本的役割</p> <p>5. 議員の基本的役割</p> <p>6. 議会と市の関係</p> <p>7. 市議会災害対策会議の所管事務・組織</p> <p>8. 災害発生時の行動俯瞰図</p> <p>9. 災害発生時・災害対応の具体的な行動</p> <p>10. 災害発生後・災害対応の具体的な行動</p> <p>11. 災害時の連絡</p> <p>12. 災害時の議案審議継続に向けた行動</p> <p>13. その他</p> <p>(1) 審議を継続するための環境整備</p> <p>ア 議場等の代替施設</p> <p>イ 通信環境</p> <p>ウ 備品</p> <p>(2) 災害対策基本条例との関係</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>(4) 議会 BCP の見直し</p> <p>ア 議会 BCP の見直しの必要性</p> <p>イ 議会 BCP の見直し体制</p>	<p>1. 芽室町議会災害時対応基本計画の必要性と目的</p> <p>2. 災害時の議会・議員の行動方針</p> <p>(1) 議会としての役割</p> <p>(2) 議員としての役割</p> <p>3. 災害時の執行機関の動きと議会の関係</p> <p>4. 議会が発動する災害の種類</p> <p>5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準</p> <p>(1) 業務継続の体制</p> <p>①議会事務局の体制</p> <p>②議会の体制</p> <p>(2) 講堂時期に応じた活動内容の整理</p> <p>①対応段階の定義</p> <p>②行動形態（災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態）</p> <p>③行動基準（災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準）</p> <p>④議員の参集方法</p> <p>⑤行動体系及び基本的行動フロー</p> <p>(3) 審議を継続するための環境の整理</p> <p>①庁舎の建物・設備</p> <p>②通信設備</p> <p>③情報システム</p> <p>④備蓄品などの確保</p> <p>(4) 情報の的確な収集</p> <p>①地域の災害情報の収集など</p> <p>②タブレット端末の活用</p> <p>6. 感染症にかかる業務継続の体制及び活動の基準</p> <p>(1) 感染症に係る発生段階別の考え方</p>

## 各市議会 BCP の目次（体系・内容）

<p>法と確認事項</p> <p>② 議会の体制</p> <p>ア 災害対策会議の設置</p> <p>イ 議員の基本的行動</p> <p>ウ 発生時期に応じた議員の行動基準</p> <p>エ 災害対策会議などの指揮・命令系統</p> <p>(3) 行動時期に応じた活動内容の整理</p> <p>① 行動形態-</p> <p>② 行動基準</p> <p>③ 議員の参集方法など</p> <p>(4) 審議を継続するための環境の整理-</p> <p>① オンライン会議の活用</p> <p>② 備蓄品などの確保</p> <p>③ 一般傍聴者への対応</p> <p>(5) 情報の的確な収集・発信</p> <p>① 地域の要望等の収集・発信など</p> <p>② タブレット端末の活用</p> <p>(6) 議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等</p> <p>① 議会フロアの立入り制限</p> <p>② 議会フロアの消毒</p> <p>③ 罹患者等の復帰基準</p> <p>④ 職員の業務体制</p> <p>ア 感染者の発生当日</p> <p>イ 発生2日目</p> <p>⑤ 議員が罹患した場合の情報の公開</p> <p>ア 感染者情報の公表</p> <p>イ 情報伝達フロー</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症の感染期における議会運営等</p> <p>7. 議会局における業務継続のための業務仕分け</p> <p>8. 議会の防災計画と防災訓練</p> <p>(1) 地域の災害情報の収集など</p> <p>(2) 議会の防災訓練</p> <p>9. 計画の運用</p>		<p>ロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等</p> <p>4. 議会事務局における業務継続のための業務仕分け</p> <p>5. 継続的改善</p> <p>(1) 訓練による検証</p> <p>(2) 計画の見直し</p> <p>資料編</p> <p>資料 1 長浜市議会災害対策会議設置要綱長浜市議会災害対策会議設置要綱</p> <p>資料 2 安否確認マニュアル安否確認マニュアル</p> <p>資料 3 議会事務局職員による安否・所在確認などの議会事務局職員による安否・所在確認などのラインワークスラインワークスの雛形</p> <p>様式 1 議員 安否報告様式安否報告様式</p> <p>様式 2 被害情報報告様式被害情報報告様式</p> <p>様式 3 健康観察表健康観察表</p> <p>様式 4 議員健康状態等確認表議員健康状態等確認表</p>			<p>(2) 業務継続（感染防止）体制の構築</p> <p>① 議会事務局の体制</p> <p>② 議会の体制</p> <p>(3) 行動時期に応じた活動内容の整理</p> <p>① 行動形態</p> <p>② 行動基準</p> <p>③ 議員の参集方法</p> <p>(4) 審議を継続するための環境の整理</p> <p>① オンライン会議の活用</p> <p>② 備蓄品などの確保</p> <p>③ 一般傍聴者への対応</p> <p>(5) 情報の的確な収集</p> <p>① 地域の災害情報の収集など</p> <p>② タブレット端末の活用</p> <p>(6) 議員・議会事務局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等</p> <p>① 議事堂フロアの閉鎖</p> <p>② 議会フロアの消毒</p> <p>③ 罹患者等の復帰基準</p> <p>④ 職員の業務体制</p> <p>⑤ その他の対応</p> <p>7. 議会の防災計画と防災訓練</p> <p>(1) 議会の防災計画など</p> <p>(2) 議会の防災訓練</p> <p>8. 計画の運用</p> <p>(1) 議会災害時対応基本計画の見直し</p> <p>(2) 見直し体制</p> <p>9. 資料</p> <p>災害時対応基本計画導入・改訂履歴</p>
--	--	---	--	--	---

各市議会 BCP の目次（体系・内容）

<p>(1) 議会BCPの見直し  (2) 見直し体制 -  (3) 携帯ハンドブック  10. 計画の体系図  (1) 時系列にみる基本的行動パターン</p> <p>・別添様式1 議員及び職員安否確認表  ・別添様式2 議員及び職員安否（健康状態）確認表  ・別添様式3 情報収集連絡表  ・別添様式4 健康観察表  ・安否状況確認カード  ・安否確認等のメール雛形</p> <p>資料  ・大津市議会BCP策定に係る政策検討会議のメンバー  ・政策検討会議の会議の経過  ・新型コロナウイルス感染症に係る経過（令和2年）  ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応（議会運営委員会確認事項）  ・議会BCPの見直し（改正履歴）</p>					
--	--	--	--	--	--

## ◆<sup>かに</sup>岐阜県可児市議会基本条例（抜粋）

平成 24 年 12 月 26 日

### (常任委員会の活動)

- 第 11 条 常任委員会は、所管事務調査及び政策提案を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。
- 2 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。
  - 3 常任委員会は、その審査過程を市民との懇談会等で説明するよう努めなければならない。
  - 4 常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。

## ◆可児市議会基本条例運用基準（抜粋）

### 13 委員会（代表質問）

条例第 11 条第 2 項に規定する常任委員会を代表する議員の質問（以下「代表質問」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 代表質問は、委員会の所管事務について議長の許可を得て質問することができる。
- (2) 代表質問は、委員会の全会一致により行うことができる。
- (3) 代表質問を行う場合は、次のことに留意すること。
  - ①委員会の調査研究を充分に行なうこと。
  - ②市長等への提案事項、重大な事案・事件の発生事項、または、過去の一般質問において、明確な答弁(検討事項を含む)が得られなかった事項で今後の提案につながるものとする。
  - ③常任委員会の代表は、委員会の委員の中から一人を決定すること。
  - ④質問内容は、委員会の承認を得ること。
  - ⑤委員会の承認を得た内容は、箇条書きにして文書で通告書と一緒に議長に提出しなければならない。
  - ⑥通告書は、要旨(100 文字)及び詳細を明記しなければならない。
- (4) 通告書は、議員に配布する。
- (5) 代表質問は、一般質問の前に行う。
- (6) 代表質問した者は、一般質問をすることができる。ただし、同じ内容で行うことはできない。

## ◆愛知県岩倉市市議会基本条例（抜粋）

平成 23 年 3 月 7 日制定

### （代表質問、委員会代表質問及び一般質問）

第 22 条 会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。

2 常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。

3 議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。

## ◆長野県大町市議会基本条例（抜粋）

平成 22 年 10 月 1 日制定

### （委員会活動）

第 20 条 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

2 常任委員会を代表する議員は、本会議において、議長の許可を得て、所管する市の一般事務について質問することができる。

## ◆一般質問について（HP から抜粋）

一般質問とは、本会議において議員が行政側に対し、市政全般についての質問を行う事をいいます。大町市議会では、議会の会派を代表して行う『会派代表質問』と、会派等に関係なく、各議員が行う『個人質問』を併用しています。

また、令和元年 12 月定例会から『常任委員会代表質問』を取り入れました。会派代表質問は 12 月定例会のみ行われ、個人質問及び委員会代表質問は各定例会で行います。また、大町市議会では個人質問及び常任委員会代表質問について『一括質問・一括答弁制』と『一問一答制』を併用しています。（会派代表質問では『一括質問・一括答弁制』のみ）会派代表質問における議員の発言時間は、会派を構成する人数によって変わります。発言時間は以下のとおりです。

### ●一括質問・一括答弁制の場合

区 分	時 間 (発言及び答弁時間を含む)
個人・委員会代表	40 分
会派構成 2 名（代表質問時） ※以降、会派構成人数が 1 名増えるごとに 10 分加算	70 分

